

ID: 266

担当部署: 都市建設課

処分の概要	限度超過車両の通行許可		
法令名称 根拠条項	道路法 第47条の2第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第47条の2第1項の規定による。 (限度超過車両の通行の許可等) 第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両(以下「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。 車両の通行の制限について(昭和53年12月1日建設省道交発第96号) 特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について(昭和53年12月1日建設省道交発第97号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年10月1日	最終変更年月日	令和5年10月1日